

公共施設使用料の見直しに係る基本方針(案)のパブリック・コメントの結果  
及び方針策定について

◎意見募集期間:令和4年9月1日(木)～令和4年9月30日(金)

◎意見提出者数および意見件数:提出者数(28名)、意見件数(28件)

番号	該当箇所	ご意見の主旨	ご意見に対する考え方	修正の有無
1	・全体	そもそも公共料金を値上げする必要があるのか。コスト削減に取り組んでほしい。使用しない施設については統廃合すべきかと思う。	公共施設を使う方と使わない方の負担を公平にするため、適正な使用料への改定は必要と考えています。維持管理にかかる費用については、物価上昇の影響による増加が見込まれますが、業務の効率化を進めコスト削減に取り組んでいきます。また、公共施設等総合管理計画に基づき、現在の利用状況や需要予測等から今後利用が少ないと判断される施設の統廃合を進めてまいります。	無
2	・全体	利用者負担については基本的に賛成 独立採算制 各施設を何とか個別に採算がとれるように工夫できるようにして欲しい。 一線を退かれた元経営者や、元役場職員を責任者として、独立採算を目指して欲しい 学校 現在も体育館やグラウンド(運動場)は開放されていますが、普段生徒が使っていない空教室や会議室、調理室等、開放を増やすことはできませんか 音楽室も利用できないか プール施設について 子供が小学4年生で綾野小学校に通っていますが、夏休みのプール開放がありませんでした。 今中学生の子に聞くと、小学生の頃にはプールの開放があったよ、とのことでしたが。 児童にプールの開放をしないのであれば、一般(もしくは児童の家族)に開放できませんか	今後も市として指定管理者制度の導入を進めます。そのためにもご意見のとおり収支のバランスを見据えた料金設定が必要と考えています。  体育館やグラウンド以外の施設につきましても、余裕教室活用ガイドラインをもとに、有効活用に向けた検討をしております。  PTA が主体となり行ってきた夏休みにおける児童へのプール開放については、熱中症予防、新型コロナウイルスの感染予防、監視員をしていただく保護者の皆様の負担、児童の安全管理等の理由により、現在では多くの学校が実施しておりません。学校プールの一般開放については、監視員の確保が必要であることや、安全管理や水質管理等の課題が多岐に渡ることから、現時点では実施しておりません。	無

		<p>各地区の集会所  子供たちが加入している組織活動で活動場所の予約が取れない、との話を聞いたことがあります。  新しい施設を作っていただくのも結構ですが、地域の集会所等を開放していただくことはできませんか  今ある施設(学校施設や地域の集会所)を使い回していくことで新しい施設の建築を抑えることも大事なことと思います。  大きな集会所は、小中学校の体育館を使うことで、新しい施設の増設を抑えて欲しい。  他市からの利用者を増やすことで観光産業の増進に繋がらないのか。</p>	<p>各地区所有の集会所については、それぞれの地域で基準を定め運営されておられますので、利用についても各地区の管理者の方にお問い合わせいただきますようお願いいたします。    今ある施設の有効活用については、公共施設等総合管理計画に基づき施設の集約化・複合化を進めてまいります。    市外からの利用も多い宿泊・入浴施設やレクリエーション施設については、サービスの向上と合わせ料金設定の見直しを進めてまいります。コミュニティ施設やスポーツ施設についても、市外からの利用を含め、効率的な活用に努めてまいります。</p>	
3	<p>・P15～17 減免</p>	<p>◎ 杉川グラウンドゴルフ場の使用料5割減免の更新をお願いします。  理由: 会員人数が少ないため、使用料が上がると会計が赤字になり運営が出来なくなる。参加者が減る。  ・ 家から屋外に出なくなると健康に悪くなり、人と話さないと認知症になりかねない。  ・ 市内と市外の会員さんがまじっているので互いに気を使う(100人)(15人)(現在の料金体制を願う)(市内、市外同額)  ◎ 今後3年もたてば80歳以上が8割以上になるので会の解散も考える。  ◎ 施設の草刈り、マットの交換を定期的にお願います。  ・ プレーが屋外なので健康に注意してプレーをしたい。</p>	<p>減免制度は、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。  現在、市内のグラウンドゴルフ場は場所によって減免の適用方法が異なっているため整理を行います。使用料については統一されているため据え置きの手配ですが、昨今の物価や人件費の高騰の影響もあり、特に指定管理施設では運営に苦慮されておられますので、課題であると認識しております。  また、スポーツを通じた健康づくりと交流の促進については、スポーツ推進計画に基づき方策を検討しており、総合型地域スポーツクラブへの支援やスポーツ推進委員の地域派遣など、身近な場所で継続的にスポーツに親しんでいただける場づくりを引き続き推進してまいります。  なお施設の目的上、市内の方と市外の方で使用料を差別化することが望ましく、個人単位で使用料を徴収する施設において市外の方に減免を適用することは望ましくないと考えます。  その他、いただきましたご提案内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>・P15～17 減免  ・参考資料 P24</p>	<p>公共施設使用料の見直しは必要と思います。私たち高齢者クラブ団体は平均80歳です。</p>	<p>公共施設の使用料について、当初はコストを踏まえた使用料の見直しを検討していましたが、昨今の社会情勢を考慮し、今</p>	無

	グラウンドゴルフ場	唯一屋外での大会で親睦重ねています。今、諸物価値上がりしています。これ以上の支出は、料金が上がれば利用者の減少となりクラブの解散となります。又高齢者は家内で暮らしとなり運動が出来ず、認知症が増える心配です。どうかグラウンドゴルフ場の使用料金は現状維持でお願い致します。	回は施設間の平準化のための見直しに留めました。一方、市内のグラウンドゴルフ場は場所によって減免の適用方法が異なっているため整理を行います。使用料については統一されているため据え置きの手配ですが、昨今の物価や人件費の高騰の影響もあり、特に指定管理施設では運営に苦慮されておられますので、課題であると認識しております。	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P21 行動計画</li> <li>・P15～17 減免</li> <li>・参考資料 P24 グラウンドゴルフ場</li> </ul>	<p>1. 各施設の利用料金の統一化について</p> <p>(1) 5町の施設を管理するためには必要事項として受け止めるが、施設の使用料金の値上げは強く反対する。</p> <p>(2) 市として管理面の向上とするなら低料金化が市の目玉か？町で運営で利用者の多い施設の利点を参考に、改善してもらいたい。</p> <p>2. 減免処置について(グラウンドゴルフ)</p> <p>(1) 各団体で利用者が多ければ収益の貢献により減免料金の継続をしてもらいたい。</p> <p>(2) 自治区の利用料金の無料化は他の団体と統一を即実施。収益の改善につなげてもらいたい。</p> <p>3. 利用者人数の増への改善 高齢化に運転免許返納によるアクセスの改善で利用者「増」</p>	<p>公共施設使用料については、まずは施設間の使用料の平準化を行い、コストを踏まえた使用料の適正化は、今後の社会情勢や施設の利用状況を考慮しながら検討することとします。低料金化による稼働率向上を期待する方法もありますが、利用しない方の税負担とのバランスや、今後の指定管理者制度導入などを考慮すると難しいと考えます。</p> <p>また、減免制度は、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。市内のグラウンドゴルフ場は場所によって減免の適用方法が異なっているため整理を行います。使用料については統一されているため据え置きの手配ですが、昨今の物価や人件費の高騰の影響もあり、特に指定管理施設では運営に苦慮されておられますので、課題であると認識しております。その他、いただきましたご提案内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P1 はじめに</li> <li>・P11 サービス原価の設定</li> </ul>	<p>基本方針案に以下の理由で反対であり、使用料値上げの撤回を求めます。</p> <p>その理由は、第一に、公共施設の利用者に対して「受益者負担の原則」が地方自治法で認められているという誤った理解をしているからです。地方財政審議会会長であった神野直彦氏は受益者負担の原則は地方自治法224条の分担金が該当し、同法225条の使用料はこの概念に該当しないと述べています。つまり使用料は「受益者負担原則」からくるのではなく、一定の住民負担を求めることができるに過ぎないのです。</p> <p>第二にサービス原価の計算方式は問題があります。案では、サービス原価の設定に減価償却費まで入れていますが、公共施設の場合には、また、人口減少時代には同じものを数十年</p>	<p>公共施設使用料については、地方自治法第224条による受益を限度とする分担金とは性質が違うという理解ではありますが、同法第225条により公の施設の利用につき使用料を徴収することができるため、必要とする経費を限度として使用料の適正化を図ろうとするものです。</p> <p>施設の建設費については原則として市税で賄われているため、市外の方の利用も想定し減価償却費もコストとして計算しています。ただし、市内の方の利用にあたっては減価償却費を</p>	有

	<p>・参考資料 P3 小部屋</p> <p>・参考資料 P7 中部屋</p> <p>・参考資料 P9 大部屋</p> <p>・全体</p> <p>・P7～8 稼働率</p> <p>・P10 受益者負担割合の設定</p>	<p>後に再度建設するとは限らないので、減価償却費を原価計算に入れることは不適當です。</p> <p>第三に、使用料金の値上げは、公共施設の本来の目的である「地域のコミュニティ活動を高め、地域連帯の活動に寄与」(甲賀市コミュニティセンター条例第1条)を阻害します。私は文化活動のサークルに参加し、希望ヶ丘防災コミセンを使用していますが、メンバーは高齢者がほとんどで、年金生活者であり、そのささやかな年金から会費を払っていただき、使用料を払っています。案では希望ヶ丘防災コミュニティセンターの使用料は2年後に2倍化する計画となっておりますが、これでは活動回数を減らさざるをえません。その結果、会員が集まる回数が減り、外へ出ること、コミュニティ活動も低下し、病気も増えることが予想されます。他の団体でも同様のことになると聞いています。これでは施設建設の目的に反する結果となります。</p> <p>第四に、上記の結果、市民の健康の悪化をもたらし、ひいては国保の負担の増大、市財政の負担の増加をもたらします。</p> <p>第五に、値上げにより、現在でも防災コミセンの稼働率が30%程度とのことですが、稼働率の一層の低下が予想され、財政的にもマイナスです。案では、稼働率を上げるために営利利用の規制緩和を書いています。これは、そもそも公共施設を作る本来目的から外れており、邪道そのものです。地方自治法244条では「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という)を設けるものとする」と明確に書いています。営利目的に供するためではありません。稼働率が低いならば、その原因を考え、古い施設であるのに使用料金が低いということが分かれば、それを下げることで稼働率を上げるのが経済法則に沿うものであり、公の施設の設置目的に合致するものです。使用料金を高い方に合わせるのではなく、低い方に合わせて、市民が使いやすくなるというのが、本来目的に合致しているのです。</p> <p>第六に、案ではコミセン関連施設やスポーツ施設の「受益者負担割合」を50%まで引き上げる計画ですが、これは、市民の利用が減れば収入が減り、それでもこの負担率を実現するために</p>	<p>除外した額に相当する額を限度としています。</p> <p>今回の平準化の結果、値上げとなる施設においては、他の類似施設でこれまでから利用者が負担されていた金額に合わせるものであり、ご理解願います。</p> <p>市民の健康増進は公共施設の低料金化のみによって推進するものではなく、様々な施策によって推進するものと考えています。稼働率の向上については、個人や営利利用などへの緩和だけでなく、利用単位の細分化や利便性の向上なども併せて推進してまいります。低料金化による稼働率向上を期待する方法もありますが、利用しない方の税負担とのバランスや指定管理制度を考慮すると難しいと考えます。</p> <p>市内の方の利用を主に見込む施設における受益者負担割合については、コストから減価償却費を除いた割合を下回る率を限度としておりますが、値上げについては社会情勢などを考慮</p>	
--	--	--	--	--

	<p>・P18～19 減免 団体登録制度</p>	<p>使用料を際限なく上げるといふ悪循環に陥る危険があります。第七に、案では減免基準が厳しくするとしています。また、その審査基準に市の「総合計画や分野別計画に位置付けられる事業に資する活動である」という基準を設けています。自由な社会、市民自治が発展する社会は、市民の活動が多様に展開され、それによって市民が主権者として成長し、市民の自治力がつくことに依ります。そのためには、その時々市の政策という短期的な目先の視点ではなく、長い時間の自由で多様な市民活動の支援が不可欠です。ところが、この審査基準は目先の市の政策への合致を条件としており、自由で民主主義の社会における市民の育成という地方自治の根本的な目標に反します。それゆえ、この基準の撤回を求めます。</p> <p>以上の理由から、私は今回の「公共施設使用料の見直しに係る基本方針(案)」及び参考資料の使用料値上げ案に反対であり、その撤回を求めます。そして、市民が広く参加する場でのもっと深い丁寧な議論を重ね、広範な合意を得てから、この問題を進めることを求めます。市民への直接の説明はこの9月が初めてであり、1回だけの説明会で値上げを強行されることは納得できません。</p> <p>なお、9月20日(火)に希望ヶ丘防災コミュニティセンターで開催された市の説明会では、発言者は全員がこの値上げ案に反対であったことを、重要な事実として、申し添えておきます。</p>	<p>し慎重に判断します。</p> <p>減免制度は、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に、使用料を減額することができる限定的・特例的な特例措置です。公益的な活動への市の支援を使用料の減額という形で相殺しています。</p> <p>使用料の減免対象は各登録団体制度の要綱や後援等名義使用承認事務取扱要綱に基づき審査することから、それをクリアすることで、市の施策に合致しているものと判断することとなります。</p>	
7	<p>・P17【表13】</p>	<p>現在、甲賀市の公共施設の使用料は、合併(平成16年(2004)年)以降据え置かれているものが多く、旧町ごとの不均衡や利用者の負担割合の見直しが必要となっていることから、公共施設使用料の見直しに係る基本方針(案)を作成されました。このことから、次のことについて意見を述べさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p><b>【意見1】</b></p> <p>・少子高齢化や生活様式の多様化といった社会構造の変化を踏まえ、使用料も含めた今後の施設のあり方について検討していく必要があるとありますが、個人単位で利用されている施設(例えば、グラウンドゴルフ場)において、<b>【表13】</b>個人単位で料</p>	<p>減免制度は、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。</p> <p>市内のグラウンドゴルフ場については、中高年の方の利用が多いと見込んでおり、使用料については県内他市における高齢</p>	無

	<p>•P22 行動計画</p>	<p>金を徴収する施設の減免基準で、対象者に高齢者(65歳以上)の利用を減免対象に入れるべきです。</p> <p>(説明1) 高齢化社会において今後も早いスピードで高齢者人口が増加し、施設(例えば、グラウンドゴルフ場)の利用者の大半が高齢者(65歳以上)であり、今後も高齢者の利用は、増加していくものと推測されます。</p> <p>また、区・自治会で健康寿命を延ばす健康づくり等の目的で利用しやすくすることで、施設の利用者が増えることも考えられます。</p> <p>県内の同等の施設の個人利用者において、高齢者も減免対象としている市もあります。</p> <p>このことから、甲賀市おきましても、減免の対象者の範囲を再度考察していただき、拡大し見直すべきと考えます。</p> <p><b>【意見2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理施設については業務への影響を考慮し、指定管理者との協議により、指定期間終了まで従前の使用料(利用料)を適用できることとありますが、減免対象者が利用された場合の収入が減った分の補填は必要です。</li> </ul> <p>(説明2) 自主努力をして利用者を増やす手立てをするにあたり、減免利用対象者に対してその減額分を補填することで、安定的な運営と事業の幅も広がることから、協議の中で補填する措置が必要と考えます。</p> <p>以上2点について、ご回答をお願いいたします。</p>	<p>者減免適用後と概ね同水準となっております。</p> <p>現在指定管理となっているグラウンドゴルフ場においては、減免の適用がほぼ無い状態でも管理運営費用の捻出に苦慮されています。他種の指定管理施設においては、減免により減収となった分は、補填という形ではありませんが、指定管理料で賄っている場合もあります。補填を行うと、指定管理者制度の本来の利点である民間のノウハウによる運営の効率化や経営努力が生かされなくなるため、減免制度の見直しも含め、手法を検討します。</p>	
8	<p>•P17【表13】</p>	<p>現在、甲賀市の公共施設の使用料は、合併(平成16(2004)年)以降据え置かれているものが多く、旧町ごとの不均衡や利用者の負担割合の見直しが必要となっていることから、公共施設使用料の見直しに係る基本方針(案)を作成されました。</p> <p><b>【意見1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化や生活様式の多様化といった社会構造の変化を踏まえ、使用料も含めた今後の施設のあり方について検討していく必要があるとありますが、個人単位で利用されている施設</li> </ul>	<p>減免制度は、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。</p> <p>市内のグラウンドゴルフ場については、中高年の方の利用が多</p>	無

	<p>・P22 行動計画</p>	<p>(例えば、グラウンドゴルフ場)において、【表13】個人単位で料金を徴収する施設の減免基準で、対象者に高齢者(65歳以上)の利用を減免対象に入れるべきです。</p> <p>(説明1)          高齢化社会において今後も早いスピードで高齢者人口が増加し、施設(例えば、グラウンドゴルフ場)の利用者の大半が高齢者(65歳以上)であり、今後も高齢者の利用は、増加していくものと推測されます。</p> <p>また、区・自治会で健康寿命を延ばす健康づくり等の目的で利用しやすくすることで、施設の利用者が増えることも考えられます。</p> <p>県内の同等の施設の個人利用者において、高齢者も減免対象としている市もあります。</p> <p>このことから、甲賀市おきましても、減免の対象者の範囲を再度考察していただき、拡大し見直すべきと考えます。</p> <p>【意見2】</p> <p>・指定管理施設については業務への影響を考慮し、指定管理者との協議により、指定期間終了まで従前の使用料(利用料)を適用できることとありますが、減免対象者が利用された場合の収入が減った分の補填は必要です。</p> <p>(説明2)          自主努力をして利用者を増やす手立てをするにあたり、減免利用対象者に対してその減額分を補填することで、安定的な運営と事業の幅も広がることから、協議の中で補填する措置が必要と考えます。</p> <p>私たち高齢者が、これからも健康で元気に利用させていただくためにも以上2点についてのご回答をお願いいたします。</p>	<p>いと見込んでおり、使用料については県内他市における高齢者減免適用後と概ね同水準となっております。</p> <p>現在指定管理となっているグラウンドゴルフ場においては、減免の適用がほぼ無い状態でも管理運営費用の捻出に苦慮されています。他種の指定管理施設においては、減免により減収となった分は、補填という形ではありませんが、指定管理料で賄っている場合もあります。補填を行うと、指定管理者制度の本来の利点である民間のノウハウによる運営の効率化や経営努力が生かされなくなるため、減免制度の見直しも含め、手法を検討します。</p>	
9	<p>・P15～17 減免          ・参考資料 P24          グラウンドゴルフ場</p>	<p>公共施設利用の見直し案は公平で有る様に検討が必要です。甲賀市内全体を検討してほしい。各町の地区により無料で利用する話しを聞きました。</p> <p>私達グラウンドゴルフ愛好会会員は高齢者クラブ唯一のたのしみの場が料金値上となった場合、参加者が減少となり会の解散が心配です。現状の利用料金でお願いです。</p>	<p>今回の見直しは市内の公共施設全体を対象としており、施設利用者同士の負担の公平性、そして施設を使う方と使わない方の負担の公平性を確保するため、適正な料金への改定を行うものです。</p> <p>減免制度については、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な</p>	無

		市内各クラブ会員代表者との会議で決定が望ましい。	措置です。市内のグラウンドゴルフ場は場所によって減免の適用方法が異なっているため整理を行います。 グラウンドゴルフ場の使用料については今回の見直しでは据え置く予定ですが、昨今の物価や人件費の高騰の影響もあり、指定管理施設では運営に苦慮されておられますので、課題であると認識しております。	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P6 公共施設の経営状況</li> <li>・参考資料 P1～31</li> <li>・P15～17 減免</li> <li>・参考資料 P24 グラウンドゴルフ場</li> </ul>	<p>公共施設使用料の見直しの件</p> <p>① 何故今見直しが必要になったのか？ 税金での補填が大きいのか？ 収支(支出と収入)はどうなっているのか、教えてください</p> <p>②各施設の使用料は？ 甲賀市の中では、同一料金で統一が望ましいが現状の使用料はどうなっていますか？</p> <p>③高齢者が元気に体を動かせるグラウンド・ゴルフ等は、健康促進(維持)に役立っており、医療費の削減にも繋がっているため、使用料を値上げすべきでないと考えます(現状価格維持)。</p>	<p>本市の公共施設使用料については、合併後据え置かれているものが大半で、統一した方針を定めて適正な料金体系に見直す必要がありました。</p> <p>また、公共施設の維持については税金と使用料で賄っていますが、コストに占める使用料の割合が約 13%と低く、施設を使う方と使わない方の負担を公平にするため、適正な料金に改定する必要があると考えております。</p> <p>現状では旧町域間など類似施設同士の使用料に差があるため、R5年4月に必要最小限の統一化を図る予定です。</p> <p>グラウンドゴルフ場の使用料については今回の見直しでは据え置く予定ですが、昨今の物価や人件費の高騰の影響もあり、指定管理施設では運営に苦慮されていますので、課題であると認識しております。</p>	無
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P6 公共施設の経営状況</li> <li>・P13 各種調整</li> <li>・P14 市外料金</li> </ul>	<p>社会状況に応じて見直しは大切であることは理解しています。見直しの条件は①現施設の運営状態がどんなものか(収支内容によりますので、出来るだけ毎年の管理内容を示す)それにより</p> <p>①施設内外の使用料金の差別化 ②施設開放時間の変更(時間単位) ③管理者はシルバー委託し、出向制度廃止 ④市外利用者の明確な料金制定</p>	<p>原則として市内の方向けと位置付けた施設につきましては、市外の方の利用は2倍の使用料とする見込みです。</p> <p>利用単位の細分化(時間単位)については本方針において進める方向です。</p> <p>その他、いただいた運営案等については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P1 はじめに</li> <li>・P2 対象施設</li> <li>・P15～17 減免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設使用料に対する根拠が不透明であり詳しい内容が必要</li> <li>・公共施設使用料の見直しを行うのであれば甲賀市全体の施設を見直しする必要があると思います</li> <li>・地区によっては地区長印があれば無料でグラウンドゴルフが出来る地区もあるそうです</li> </ul>	<p>公共施設の使用料については、地方自治法第225条により徴収することができることとされており、全ての人が利用する、またあらゆる趣味・スポーツを公共施設でカバーするのは難しいため、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えています。</p> <p>今回の使用料の見直しは、市内の公共施設全体を対象として</p>	無



		不公平であり見直しが必要です	<p>おります。また、市全体の施設の見直しについては、公共施設等総合管理計画に基づき進めてまいります。</p> <p>自治振興会や区・自治会などの地域自治組織が公益的な目的で利用される場合は、地域内における市民の連帯及びコミュニティ活動の推進を目的として 10 割減免が適切であると考えています。</p> <p>なお、上記の減免は一定区画を貸し出す施設に対する考え方であり、グラウンドゴルフ場等、個人単位で料金が設定されている施設については、個人の性質により減免の適用を判断する必要があると考えています。</p>	
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>•P18～19 減免 団体登録制度</li> <li>•P14 市外料金</li> <li>•P15～17 減免</li> <li>•参考資料 P24 グラウンドゴルフ場</li> <li>•P15～17 減免</li> </ul>	<p>1. 加盟登録団体の基準は？ (現状) 団体人数に制限無し→1団体50名以上 (現状) 団体により市外の人も加わる→登録会員は甲賀市在住者に限る</p> <p>2. 利用料 (現状) 団体により市外の人も加わる→市内在住者、市外在住者の差別化</p> <p>3. 減免対象 (現状) 各クラブ→各々大会毎に減免対象の際は成績表 etc. 提出 (現状) 各自治会主催(区長印要する)の場合100%減免 練習でもOK→年間利用制限すべき 年間2回程度 1大会参加人数制限</p> <p>4. 常設ホール数 大会員数 etc. 基本に22ホールとし人数×100円</p> <p>5. 運営面 値上げ200円になると会の運営が成り立たない 大会は1人500円徴収</p>	<p>原則として市内の方向けと位置付けた施設につきましては、市外の方の利用は2倍の使用料とする予定です。</p> <p>減免制度については、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。</p> <p>自治振興会や区・自治会などの地域自治組織が公益的な目的で利用される場合は、地域内における市民の連帯及びコミュニティ活動の推進を目的として 10 割減免が適切であると考えております。</p> <p>なお、上記の減免は貸館機能を有する施設に対する考え方であり、グラウンドゴルフ場等、個人単位で料金が設定されている施設については、個人の性質により減免の適用を判断する必要があると考えています。</p> <p>その他、いただきましたご提案内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
14	•全体	<p>公共施設の負担増には反対します。健康維持のためにスポーツを推進しましょうと市も呼び掛けています。そのような活動をしているのに、活動がしにくくなります。</p>	<p>公共施設を使う方と使わない方の負担を公平にするため、適正な使用料への改定は必要と考えています。</p> <p>スポーツを通じた健康づくりと交流の促進については、スポーツ推進計画に基づき方策を検討しており、総合型地域スポーツクラブへの支援やスポーツ推進委員の地域派遣など、身近</p>	無

			な場所で継続的にスポーツに親しんでいただける場づくりを引き続き推進してまいります。	
15	・全体	受益者負担増の料金改訂には反対です。 使用する者しない者等の均衡をと言っては居るが何ら公平性が無いものである 公共施設は市民が広く使用できる状況下で公平性が図られるべきで、料金の引き下げがあつて公平であると考えます。	全ての人が利用する、またあらゆる趣味・スポーツを公共施設でカバーするのは難しいため、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えております。 現在の使用料よりさらに低料金化することについては、今後の指定管理者制度導入などを考慮すると難しいと考えます。	無
16	・P15～17 減免 ・P10 受益者負担割合 ・P11 サービス原価	公共施設使用料の平等化に関しては、現在の減免制度の他、特に学童及び高齢者負担軽減(=所得が少ない低い人)の更なる減免措置が真の平等と考えます。また、施設によってはその「質」が異なる場合もあり、整備費用も視野に入れた使用料の改訂を望みます。	減免制度については、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。 個人単位で料金を徴収する施設につきましては、施設の性質に応じて減免対象とする年代を個別に設定することとしております。 また施設の設定の差による使用料の差につきましては、今後の課題として研究してまいります。	無
17	・P13 各種調整  ・P13 各種調整	表題の件、意見書を提出させていただきます。なお、いつもテニスコートを使用させて頂いてますのでテニスコートの視点での意見となります。  まず、公平性についてです。公平性と言うのは、価格だけでなく、環境や施設の状態も合わせて公平になります。施設的环境は一気に合わせられないですし、全てを合わせる必要もないと思います。だから価格も合わせなくていいと思います。一方、施設的环境に応じた価格設定の検討は必要です。 例えば更衣室もまともに整備できていないスポーツの森テニスコートが他のコートより高い土日時間 800 円は高過ぎと感じています。  コストに見合った利用料については、新規投資されたコートは当然高くなります。それだけで価格設定すれば、新規投資が多いスポーツの森は高くなります。一方、古いコートは安くなりますが、維持管理も出来なくなります。だから甲南 BG のコートはオムニの芝が剥がれているところがあるままです。コストから利	現在状態が悪い施設があることについてはお詫び申し上げます。利用促進や利便性の向上のため、今後改善に向け検討してまいります。 また施設の設定の差による使用料の差につきましては、今後の課題として研究してまいります。 原則として用途が同じ施設については新旧にかかわらず同水準の利用料としておりますが、整備後10年以内の新しい施設については加算を検討します。 また、利用予約については一部の直営施設で ICT 化を進めておりますが、指定管理施設も含めた運用については今後の課題であると認識しております。 テニスコートについては原則として市内の方向けと位置付けた施設であり、市外の方の利用は2倍の使用料とする予定です。 その他、いただいた運営案等については、今後の参考とさせていただきます。	無

	<p>•P7 稼働率</p> <p>•P7 稼働率</p> <p>•P14 市外料金</p>	<p>用料金を設定する場合に、現時点のコストではなく、今後の収入計画と利益から計算されたコストからの価格設定をして頂き、その価格が市外のコート価格と比較して妥当な価格になっているか確認した上での検討をお願い致します。</p> <p>値決めは経営です。利益を増やしたいなら固定費が高いと思われるスポーツ施設は収入を増やすしかありません。収入を増やすには価格を上げるか利用者を増やすかです。価格を上げたら市民の参加は減ります。何故なら甲賀市より安いコートが色々あるからです。一方利用者が増えれば、当たり前ですが収入は増えます。すなわち、如何にして利用者を増やすかに市は注力すべきです。利用者を増やすには、使いたい、使って良かった、甲賀市に来て良かった、また使いたいと思わせることです。</p> <p>スポーツ施設に更衣室は必須です。着替えも出来ないところにまた来たくはなりません。スポーツの森の整備をお願いします。予約しやすくすれば利用者は増えます。スマホやパソコンから容易に予約出来るようにして下さい。市外の方も参加できるイベントを増やして下さい。甲賀市でテニスのイベントはゼロです。収入を増やし、利益を増やす方法はまだまだあります。値段を上げる前に、変える前に利用者増加の手を打つべきです。</p> <p>また、甲賀市民の為のスポーツ施設でもあるので如何に市民の為になるかも考える必要があります。スポーツの森コートは市民と市外の方も同料金です。市民も使いやすくするには市民は半額にしていきたいです。他の市では多くが市民は半額です。</p> <p>もし、企画検討にお声かけしていただければ、まだまだ提案させていただきます。</p> <p>値上げする前にご検討宜しくお願い致します。</p>		
18	<p>•P21 行動計画</p> <p>•参考資料 P23</p>	<p>市内公共施設の使用料金改定について理解しましたが、柏木公園テニスコートに関して意見させていただきます。</p>	<p>現在状態が悪い施設があることについてはお詫び申し上げます。利用促進や利便性の向上のため、今後改善に向け検討し</p>	無

	クレイテニスコート	<p>私は、【固有団体名】の代表をしておりますが、クレイテニスコートのコート整備は片手間でできる事では無いという事をご理解いただきたい。ブラシとトンボだけをかけてコート整備をしていると簡単にお考えなら申し訳ございませんがコート整備としては不完全です。</p> <p>柏木公園テニスコートが状態が少なからず現状の状態にキープできているのは私たち【固有団体名】の保護者、指導者、選手が一丸となり使用する日の開始1時間は草引きなどをしてテニスコートの整備等を行ってから練習しているのです。使用料金を徴収するのであればテニスコートをいつも草引きなどをせずとも使用できる状態にしていきたいと思っております。それほどクレイテニスコートの整備は難しく大変な事だと考えます。</p> <p>また、甲南中央公園テニスコートについてですが、テニスコートサーフェイスの状態が非常に悪く危険な状況にあります。人工芝が捲れ上がっている事を管理事務所は把握していると思っておりますが一向に改善されません。人が故意に捲っているのではないのでしょうか？名前を出して申し訳なく思いますが、【固有チーム名】が使用した後はブラシ掛けもいい加減でソフトテニスボールは転がりばなし、【固有チーム名】は生徒たちにどのような指導をされているのか疑問です。</p> <p>また、ナイターの電球も切れている箇所も多々あり照明代を支払っているのですからいち早く改善していただきたい。</p> <p>使用料金改定には賛同しますが、上記の様な事を踏まえた上で使用料金改定を考えてください。</p> <p>宜しくお願い致します。</p>	<p>てまいります。</p> <p>また、ご指摘にある問題のある利用方法については施設管理者とも共有します。</p>	
19	・全体	<p>強く、強く反対します。</p> <p>公共とは何なんでしょうか？それが基本です。公共の福祉、市民の健康や知識欲さらには市の発展に必要な行政のサービスです。その公共施設に、社会一般の市場原理の導入計画は全く筋違いの議論です。受益者負担というもっともらしい言葉、それは参加するものを減らし更に市の負担を増やします。魅力的な地方自治を推進してこそ市政であり株式会社ではありません。</p>	<p>公共施設の使用料については、地方自治法第225条により徴収することができることされており、全ての人が利用する、またあらゆる趣味・スポーツを公共施設でカバーするのは難しいため、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えております。</p>	無

20	・全体	見直しの目的は「負担の公平性を確保する」というバカげた考え方はナンセンス。公共施設は利用する人もしない人も払っている税金を使いつくっている。公共施設は誰がどのように使っても無料にするというなら納得がいきます。市民のくらし、教養、健康づくり等に役立つなら誰もが何らかの施設等を気楽に利用できる様にすべき。値上げする必要性はないと考えます。	全ての人が利用する、またあらゆる趣味・スポーツを公共施設でカバーするのは難しいため、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えております。現在の使用料よりさらに低料金化することについては、今後の指定管理者制度導入などを考慮すると難しいと考えます。	無
21	・全体	せっかくの施設、より使い易く、文化、スポーツを発展させるため税金を使って下さい。不公平というより、元気な人はますます元気に活動して、町を元気にすべきだと思います。使用料見直しに反対します。	利用される方全てが可能な限り公平で気持ちよく利用いただけるよう引き続き取り組んでまいります。	無
22	・全体	公共施設は市民の税金により整備されており受益者負担の考えそのものがまちがっている。市民の健康増進、文化の源であり、今までより値上げによる利用しづらくなることには反対します。	公共施設の使用料については、地方自治法第225条により徴収することができるとされており、全ての人が利用する、またあらゆる趣味・スポーツを公共施設でカバーするのは難しいため、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えております。	無
23	・全体	公共施設の使用料が利用者負担を大きくするという事は反対です。物価高で、収入も増えない現状は、とても大変です。施設まで行くのも大変な上に、使用料が高くなると、今まで行っていた者まで利用を諦めざるを得ない状況が増えてくると思います。健康で文化的な生活をとの願いから遠ざかる見直しは止めてほしいです。市内で気楽に参加出来る施設にしてほしいです。人と人とのつながりを増すためにも、考え直してください！	公共施設を使う方と使わない方の負担を公平にするため、適正な使用料への改定は必要と考えています。検討当初はコストに基づく抜本的な見直しを検討していましたが、昨今の物価高など社会情勢を考慮し、令和5年4月の改定については最小限の平準化のみに留める予定です。	無
24	・P21 行動計画 ・P10 受益者負担割合 ・P1 はじめに	①今回の基本方針案について反対です。市民は物価高騰、年金の引き下げ、賃金が上がらないもとでここでも値上げとなれば、さらに利用が出来なくなります。料金を引き上げるよりも利用者増をいかに図るかに力を注ぐべきと考えます。 ②12月議会で条例改正とのことですが、知らない市民が多くおられます。時間をかけて十分な意見を聞くべきだと思います。 ③そもそも公共施設は基本的には無料で、有料でも低料金で市民生活、市民活動を保障していくべきものだと思います。ここに公共施設と民間施設との違いがあるのではないのでしょうか。 ④受益者負担、負担の公平性という考え方は、そもそもの自治	検討当初はコストに基づく抜本的な見直しを検討していましたが、昨今の物価高など社会情勢を考慮し、令和5年4月の改定については最小限の平準化のみに留める予定です。稼働率の向上については利用制限の緩和や利便性の向上など、今後も引き続き改善に努めてまいります。今回の基本方針(案)の策定にあたり、広報こうか9月号及びホームページへの掲載や利用者からの意見聴取、また必要に応じて施設での説明会を開催いたしました。条例改正については、今後、議会において慎重審議いただく予定です。道路など不特定多数の方が自由に利用できる公共施設とは違	無

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P21 行動計画</li> </ul>	<p>体の本来の役割にそぐわない考え方だと思います。根本的には自治体の役割は地域住民の福祉の増進を図ることが基本という立場に立って行政を進めているかどうかが問われています。</p> <p>⑤仮に旧町の料金の一本化を進めるにしても低いほうにあわせればいいのではないのでしょうか。</p>	<p>い、一定期間占有できる施設については地方自治法第225条に基づき、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えております。</p> <p>現在の使用料よりさらに低料金化することについては、今後の指定管理者制度導入などを考慮すると難しいと考えます。</p>	
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体</li> </ul>	<p>公共施設は無料にして下さい。市民の税金で市民が使用する為に建てられたもの、誰もが自由に使えるようにして下さい。</p>	<p>道路など不特定多数の方が自由に利用できる公共施設とは違い、一定期間占有できる施設については地方自治法第225条に基づき、利用される方に一定の負担をいただくことは適切であると考えております。</p>	無
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P1 はじめに</li> <li>・P15～17減免</li> <li>・P18～19減免</li> </ul> <p>団体登録制度</p>	<p>1. 公共施設使用料の値上げは受け入れられない 公共施設使用料の見直しに伴う一部の施設に対する値上げには同意できない。市が新たな財源を確保することや施設の維持管理に必要な費用を、公共施設を利用する者や団体に対し使用料として公平に一部負担を求める事は必要不可欠だと考える。その上で、今回の「公共施設の使用料の値上げ」を実施する前に、公平公正な行政制度の運営の観点に基づき歳入増加の妨げとなる「公共施設使用料の減免制度」について議論すべきである。</p> <p>2. 公共施設使用料の減免対象団体の登録資格が不明確である 例えば、公民館及び公民館類似施設の減免制度の運用については、教育委員会事務局社会教育スポーツ課が所管しており、公民館及び公民館類似施設の公共施設使用料の減免については、「2分の1減免(5割減免)」など、各公共施設ごとに決められた使用料に対して公民館自主学习登録団体等について減免が実施されている。例規として『「甲賀市公民館使用自主学习団体」登録及び使用料に関する要項』『甲賀市公民館等使用料減額又は免除に関する要領』が定められているが、減免を受ける事ができる団体の定義が曖昧で感覚的な部分が否めない。例えば、『「甲賀市公民館使用自主学习団体」登録及び使用料に関する要項』では、公民館自主学习団体の登録資格の①には、「生涯学習活動に深い理解と熱意のある</p>	<p>減免制度は、公益上又は特別の事情があると市長が認めた場合に使用料を減額することができる限定的・特例的な措置です。今後、減免制度の見直しも予定しておりますが、まずは施設間の使用料の平準化を行い、スタートラインを揃えたいと考えております。</p> <p>これまで施設間で統一されていなかった減免のルールについては、今回の基本方針において最小限の整合を図ってまいります。</p> <p>「市等が育成する団体が公益的な目的で利用」における公民館自主学习団体等の登録については、より明確な基準とするため今後はチェックシート等により統一した判断を行ってまいります。</p>	有

	<p>団体」とある。そして、『甲賀市公民館等使用料減額又は免除に関する要領』には、5割減額の対象団体として、「公民館が育成を目的とする団体等(公民館自主学習登録団体)の利用」と記載がある。このように、例えば、5割減免取得の決定に関する重要な判断をする場合においても、「生涯学習活動に深い理解と熱意のある団体」を判断の根拠にしているため、誰もが納得できる決定を実施しているとは思えない。</p> <p>3. 公民館自主学習登録団体について      例えば、講師がビジネス目的で団体を設立し自主学習団体として登録を行ない、参加者が講師を依頼した形にし、体裁を学習の場とした場合にも減免が取得できる。日頃から講師に月謝を支払っている場合などにおいても、参加者が講師を依頼した形にするだけで減免が取得が可能である。減免制度が正しく運用されているとは思えない。</p> <p>4. 「公共施設使用料の値上げ」ではなく「減免の廃止」を求める      減免の取得に関して、「減免が得られない団体」から不満や不公平に感じられても仕方が無い状況である。また、何らかの方法で不正に減免を取得し正規の料金を支払わない団体がある可能性を排除できないなかで、公共施設料金の値上げを実施した場合には、「正直に施設利用料を支払っている団体」とっては不合理な状況であると言えない。</p> <p>5. 公平公正に金額の平準化を求める      減免制度を廃止することにより、甲賀市内の公共施設使用料の歳入が増加するため、利用団体が支払うべき公共施設使用料を、これまで通りの料金に据え置くか、逆に、値下げを実施することも可能ではないか。</p> <p>6. 減免制度の廃止により、さらなる行政改革に期待をする      全国的な流れとして、甲賀市で公共施設の指定管理に向けた議論が行なわれることは必然である。指定管理を実施する場合、指定管理となった公共施設を管理する指定管理者が、貸館を行う事で得られる施設使用料からの財源確保の手段に、前述の根拠が不十分である減免制度が影響することを懸念す</p>	<p>申請内容と実態が異なるなど、本来の自主学習団体に該当するかについてはチェックシート等により判断を行うとともに、年度中に該当しなくなった場合についても登録取り消しなどの対処を行うこととします。</p> <p>現在、減免については使用料の減額という形で相殺しておりますが、公益的な活動への市の支援方法については今後も検討を進めてまいります。</p> <p>まずは施設間の使用料の平準化を行いますが、今後の料金改定については減免制度の見直しと併せて検討してまいります。</p> <p>公民連携の一環として今後ますます指定管理者制度が進む見込みであり、減免分を指定管理者に負担いただいている現在の仕組みは、本来の指定管理の利点である運営の合理化や経営努力が生かされないなどの課題があると認識しております。      また、減免に関しては公平性についてなど様々なご意見もいた</p>	
--	--	---	--

		<p>る。減免制度を運用し続けた場合、指定管理者に対し減免と同額の施設使用料を市が指定管理者に対して歳出することなども考えられるが、それ以前に、減免制度を廃止し、本当に支援が必要な団体に対して市が、「公共施設利用補助」などを実施する方が合理的である。</p> <p>7. 減免制度の廃止により、さらなるDX化にも期待する 減免制度を廃止することにより、減免の可否判断にかかる業務の削減を期待する。また、減免制度を廃止することで、甲賀市が取り組んでいる公共施設のオンライン予約などの手続きについても、登録団体ごとに個別に減免の有無を判断する必要がなくなる。将来、オンライン決済を導入する場合においても、予約から決済までの中で課題となる「使用料」の確定に関してアナログでの判断や各種ASP等の中で複雑なシステムを用いる必要がなくなることから、スムーズな出納処理が可能になると考える。減免制度を維持したままでの、公共施設のオンライン予約については、アナログ的業務が多く残るため担当者の負担になり、結果的に行政コストの増大に繋がるとしか考えられない。</p> <p>8. 適切な、スクラップアンドビルドを求める 公共施設使用料の見直しについて適切な使用料を求めます。パブリックコメントを提出するにあたり、一市民として、公共施設を利用する際に、「無償での利用」や「特定団体のみ減免」などは求めています。市民として、負担を未来の甲賀市民に先送りするのではなく、今からでも必要なコストを皆で公平公正に少しずつ負担し、将来にわたって末永く甲賀市で暮らせるよう、検討して頂きたいと思っております。</p>	<p>だいていることから、速やかに見直しに取り組みます。</p> <p>ご意見のとおり、減免など制度の複雑さが事務を煩雑にし、また施設予約システム等でカバーしきれない面もございますことから、今後はよりシンプルな仕組みに変えていくことも必要だと考えます。</p> <p>将来にわたって持続可能な施設運営のためには使用料の存在は重要であると考えます。 利用される方全てが可能な限り公平で気持ちよく利用いただけるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>	
27	<p>・全体</p> <p>・P21～22 行動計画</p>	<p>・公共施設の使用料が合併から20年近く経過している現在でも、旧5町での取扱い料金となっている様で統一化は実施すべきだと思います。一方で、施設は市民の税金も使用されている(設立時)事より、出来る限り、低価であるのを望みます。維持管理費用が老朽化で増加する事も理解出来ます。</p> <p>・使用の優先順位、減免の扱いも、旧町でバラバラの様に思いますので、併せて見直しを進めて下さい。利用申込も旧町の管</p>	<p>維持管理にかかる費用については、物価上昇の影響による増加が見込まれますが、業務の効率化を進めコスト削減に取り組んでいきます。</p> <p>減免については、施設によって適用方法が異なっているため統一を図る方向です。使用の優先順位については、市の事業や施設の設置目的に応じた団体に対して優先的に使用を認めることはありますが、旧町ごとの不均衡については見直しを検</p>	無



		理事務所へ行かなくてはならず、一元化出来ないでしょうか。	討します。利用申込の一元化については、利用者の利便性向上と事務の効率化の観点から施設予約システムの導入も見据えて検討しています。	
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P15～17 減免</li> <li>・参考資料 P24 グラウンドゴルフ場</li> </ul>	<p>甲南町杣川グラウンドゴルフ場使用料金について、【固有団体名】からの提言</p> <p>①当会は旧【固有団体名】の後をR3年4月依り甲賀市民限定で会員募集し【固有団体名】として、現在会員数(159名)様にて市民交流と高齢者の健康維持の為、当グラウンドゴルフ場を使用させて頂き、当日の参加料(使用料金含)で開催しており出来る限り現在の使用料金のまま継続をお願いします。</p> <p>②大会以外の当施設使用についても当会は市民の会ですので上記同様現在の使用料金のまま継続をお願いします。</p>	<p>現在、市内のグラウンドゴルフ場は減免の適用方法が異なっているため整理を行います。使用料については統一されているため据え置き予定ですが、昨今の物価や人件費の高騰の影響もあり、特に指定管理施設では運営に苦慮されておられますので、課題であると認識しております。</p> <p>また、スポーツを通じた健康づくりと交流の促進については、スポーツ推進計画に基づき方策を検討しており、総合型地域スポーツクラブへの支援やスポーツ推進委員の地域派遣など、身近な場所で継続的にスポーツに親しんでいただける場づくりを引き続き推進してまいります。</p>	無

◎変更・修正箇所

No.	該当箇所	変更・修正内容	変更前	変更後	理由
No.1	P1	はじめに	「受益者負担の原則」が地方自治法により認められています。	受益者負担が地方自治法により認められています。	使用料は、地方自治法第224条による受益を限度とする分担金とは性質が違うが、同法第225条により公の施設の利用につき使用料を徴収することができるため。
No.2	P19	第5章 使用料の減免	6.	(5)	附番間違いのため。
No.3		②減免団体登録制度 (5)手続きの流れ	2年	1年	No.4～6の変更に伴い、現行ルールの通りとするため。
No.4	P22	使用料見直し行動計画 ステップ2	—	、減免対象の見直し	不公平感の解消に向けて、減免制度の見直しを早急に実施するため。
No.5		使用料見直し行動計画 ステップ3	減免対象の見直し、	— (表15のステップ3の矢印内を「営利基準の設定」に変更)	
No.6		使用料見直し行動計画	—	※減免については、本来の目的から逸脱し、利用者の混乱を招いていることから、速やかに見直しに取り組みます。	